



# 食品衛生法の改正により、令和3年6月1日から食品等事業者の営業届出制度が始まります

営業許可が必要な32業種以外の営業を行う場合は、あらかじめ保健所への届出が必要になります。

令和3年6月1日以前から営業を行っている方：令和3年11月30日までに届出を行ってください。

令和3年6月1日以降に営業を始められる方：営業を始める前に届出を行ってください。

## 営業届出の対象となる業種一覧（例）

区分	業種	区分	業種	区分	業種			
1 旧許可業種から届出業種へ移行するもの	魚介類販売業 (包装品のみの販売)	11	販売業	21	製造加工業			
	食肉販売業 (包装品のみの販売)					百貨店、総合スーパー	製茶業	
	乳類販売業					自動販売機による販売業 (5.コップ式自動販売機を除く)	22	海藻製造・加工業
	氷雪販売業					その他の食料・飲料販売業	23	卵選別包装業
	コップ式自動販売機 (自動洗浄・屋内設置)					24	その他の食料品製造・加工業	
6 販売業	弁当販売業	16	製造加工業	25	その他			
	野菜果物販売業					17	26	行商
	米穀類販売業					18	27	集団給食施設 (委託給食を除く)
	通信販売・訪問販売による販売業					19	28	合成樹脂製器具、容器包装の製造・加工業
	コンビニエンスストア					20	29	露店、仮設店舗等における飲食の提供のうち、営業とみなされないもの

上記の29業種のうち、次の場合は届出不要です。

- 1) **「公衆衛生に与える影響が少ない営業」**
  - ①食品又は添加物の輸入をする営業
  - ②食品又は添加物を常温で貯蔵又は常温で運搬のみをする営業
  - ③容器入りや包装済食品のうち、冷凍又は冷蔵保存をせずとも、品質が劣化しない食品の販売業
  - ④合成樹脂製以外の器具又は容器包装を製造をする営業
  - ⑤器具又は容器包装の輸入又は販売をする営業
- 2) 同一施設ですでに営業許可を取得している場合（例：飲食店営業の許可を取得している弁当販売業 など）
- 3) 許可業種から届出業種へ移行するもので、令和3年6月1日以降の有効期限のあった許可を取得していた場合
- 4) **農産物の生産者による採取業の範疇で行われる行為**（例：自ら生産した青果物の販売や洗浄、根切り等の出荷前の調製行為）

## 営業届出の方法（手数料は無料です）

下記1か2の方法で届出てください

1 営業施設を所管する保健所（裏面 問合せ先一覧参照）に届出書類を提出。

2 「食品衛生申請等システム」による電子申請

（厚生労働省がインターネットでの届出システムを整備しています。

「食品衛生申請等システム」で検索してください）

届出書の様式は、大阪府ホームページをご覧ください。

届出の内容：届出者の氏名等、施設の所在地・屋号等、営業の形態等、食品衛生責任者の氏名

大阪府HP  
「食品衛生法の改正  
について」

QRコード①

# 届出対象の営業者に義務付けられる事項 (令和3年6月1日以降)

## 1. 食品衛生責任者の設置

営業者は、施設の衛生管理にあたって中心的な役割を担う者として、食品衛生責任者を設置することが必要となります。

＜食品衛生責任者になるための資格要件（下記1～3のいずれかの資格が必要です）＞

- 1 食品衛生監視員又は食品衛生管理者の資格要件を満たす者
- 2 調理師、製菓衛生師、栄養士、船舶料理士、食鳥処理衛生管理者、と畜場法に規定する衛生管理責任者若しくは作業衛生責任者
- 3 食品衛生責任者養成講習会の修了者

※食品衛生責任者の資格者がいない場合は、食品衛生責任者養成講習会を受講してください。  
養成講習会については、(公社)大阪食品衛生協会 ホームページをご覧くださいか、  
電話：06-6227-5390（平日9：00～17：00）までお問い合わせください。

## 2. HACCPに沿った衛生管理の実施

法改正により、HACCPに沿った衛生管理が義務化されました。

HACCPに沿った衛生管理には、

- 【①HACCPに基づく衛生管理】と
- 【②HACCPの考え方を取り入れた衛生管理】

があり、多くの事業者が②の対象となります。

【②HACCPの考え方を取り入れた衛生管理の内容】

業界団体が作成した手引書（※）に基づき、衛生管理計画を作成したうえで、  
毎日の衛生管理の実施や記録の作成・保存を行うことが必要となります。

（※手引書は、厚生労働省ホームページをご覧ください。右QRコード又は「厚生労働省 HACCP 手引書」で検索）

厚生労働省HP「HACCPの考え方を取り入れた衛生管理のための手引書」



## 問合せ先一覧

保健所名称	所在地	電話	所管区域
池田保健所	池田市満寿美町3-19	072-751-2990	池田市、箕面市、豊能町、能勢町
茨木保健所	茨木市大住町8-11	072-620-6706	茨木市、摂津市、島本町
守口保健所	守口市京阪本通2-5-5 (守口市庁舎8階)	06-6993-3134	守口市、門真市
四條畷保健所	四條畷市江瀬美町1-16	072-878-4480	大東市、四條畷市、交野市
藤井寺保健所	藤井寺市藤井寺1-8-36	072-952-6165	松原市、柏原市、羽曳野市、藤井寺市
富田林保健所	富田林市寿町3-1-35	0721-23-2682	富田林市、河内長野市、大阪狭山市、太子町、 河南町、千早赤阪村
和泉保健所	和泉市府中町6-12-3	0725-41-1382	和泉市、泉大津市、高石市、忠岡町
岸和田保健所	岸和田市野田町3-13-1	072-422-5683	岸和田市、貝塚市
泉佐野保健所	泉佐野市上瓦屋583-1	072-464-9688	泉佐野市、泉南市、阪南市、熊取町、田尻町、 岬町